◎新潟県告示第1338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年11月６日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　城内焼野線

２　供用開始の区間

南魚沼市北田中字沢田369番１から同市野田字下原585番１まで

３　供用開始の期日　　平成24年11月７日